

NPO法人まちだみどり活用ネットワーク 定款

第1章 総 則

(名 称)

第1条 この法人は、NPO法人まちだみどり活用ネットワークという。

(事務所)

第2条 この法人は、主たる事務所を東京都町田市に置く。

(目 的)

第3条 この法人は、町田市内の公園、緑地、里山、農地などの多様なみどりを、景観や生態系のつながりとして総合的にとらえ、産学官民の多様な主体と連携・協働しながら、その保全および持続可能な活用を推進することにより、ウェルビーイング（心身の健康と幸福、社会的なつながりの充実）と調和した暮らしやまちづくりの実現に資することを目的とする。

(特定非営利活動の種類)

第4条 この法人は、前条の目的を達成するため、次の種類の特定非営利活動を行う。

- (1) 保健、医療又は福祉の増進を図る活動
- (2) まちづくりの推進を図る活動
- (3) 環境の保全を図る活動
- (4) 子どもの健全育成を図る活動
- (5) 経済活動の活性化を図る活動
- (6) 前各号に掲げる活動を行う団体の運営又は活動に関する連絡、助言又は援助の活動

(事業の種類)

第5条 この法人は、第3条の目的を達成するため、特定非営利活動に係る事業として、次の事業を行う。

- (1) みどりに関わる主体の連携促進、みどりと人・団体等をつなぐ活動の調整
- (2) みどりに関する普及啓発・情報発信
- (3) みどりの景観や生態系の保全・再生と持続可能な活用
- (4) みどりに関する調査研究・コンサルティング、人材育成等
- (5) その他、前条の目的を達成するために必要な事業

第2章 会 員

(種 別)

第6条 この法人の会員は次のとおりであり、正会員をもって特定非営利活動促進法（以下「法」という。）上の社員とする。

- (1) 正会員 この法人の目的に賛同して入会した個人または団体で、総会の議決権を持つもの
- (2) その他の会員 総会において別に定める社員以外の会員

(入 会)

第7条 会員の入会について、特に条件は定めない。

- 2 会員として入会しようとするものは、理事長が別に定める入会申込書により、理事長に申し込むものとする。
- 3 理事長は、前項の申込みがあったとき、理事会の承認を得て、入会を認めるものとする。理事会は、正当な理由がない限り、入会を承認しなければならない。
- 4 理事長は、前項のものの入会を認めないとときは、速やかに、理由を付した書面又は電磁的記録によりをもって本人にその旨を通知しなければならない。

(入会金及び会費)

第8条 会員は、総会において別に定める入会金及び会費を納入しなければならない。

(会員の資格の喪失)

第9条 会員が次の各号の一に該当する場合には、その資格を喪失する。

- (1) 退会届を提出したとき。
- (2) 本人が死亡したとき、又は会員である団体が消滅したとき。
- (3) 繼続して2年以上会費を滞納したとき。
- (4) 除名されたとき。

(退会)

第10条 会員は、理事長が別に定める退会届を理事長に提出して、任意に退会することができる。

(除名)

第11条 会員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを除名することができる。

- (1) この定款に違反したとき。
 - (2) この法人の名誉を傷つけ、又は目的に反する行為をしたとき。
- 2 前項の規定により会員を除名しようとする場合は、議決の前に当該会員に弁明の機会を与えるなければならない。

第3章 役員

(種別及び定数)

第12条 この法人に、次の役員を置く。

- (1) 理事 3人以上
 - (2) 監事 1人以上
- 2 理事のうち1人を理事長とし、1人以上を副理事長とする。

(選任等)

第13条 理事及び監事は、総会において選任する。

- 2 理事長及び副理事長は、理事の互選とする。
- 3 役員のうちには、それぞれの役員について、その配偶者若しくは3親等以内の親族が1人を超えて含まれ、又は当該役員並びにその配偶者及び3親等以内の親族が役員の総数の3分の1を超えて含まれることにならぬ。
- 4 法第20条各号のいずれかに該当する者は、この法人の役員になることができない。
- 5 監事は、理事又はこの法人の職員を兼ねてはならない。

(職務)

第14条 理事長は、この法人を代表し、その業務を総理する。

- 2 理事長以外の理事は、法人の業務について、この法人を代表しない。
- 3 副理事長は、理事長を補佐し、理事長に事故があるとき又は理事長が欠けたときは、理事長があらかじめ指名した順序によって、その職務を代行する。
- 4 理事は、理事会を構成し、この定款の定め及び総会又は理事会の議決に基づき、この法人の業務を執行する。
- 5 監事は、次に掲げる職務を行う。
 - (1) 理事の業務執行の状況を監査すること。
 - (2) この法人の財産の状況を監査すること。
 - (3) 前2号の規定による監査の結果、この法人の業務又は財産に関し不正の行為又は法令若しくは定款に違反する重大な事実があることを発見した場合には、これを総会又は所轄庁に報告すること。
 - (4) 前号の報告をするために必要がある場合には、総会を招集すること。
 - (5) 理事の業務執行の状況又はこの法人の財産の状況について、理事に意見を述べること。

(任期等)

第15条 役員の任期は、2年とする。ただし、再任を妨げない。

- 2 補欠のため、又は増員により就任した役員の任期は、それぞれの前任者又は現任者の任期の残存期間とする。
- 3 前2項の規定にかかわらず、任期満了前に、総会において後任の役員が選任された場合は、当該総会が終結するまでを任期とする。また、任期満了後、後任の役員が選任されていない場合には、任期の末日後最初の総会が終結するまでその任期を伸長する。
- 4 役員は、辞任又は任期満了後においても、後任者が就任するまでは、その職務を行わなければならない。

(欠員補充)

第16条 理事又は監事のうち、その定数の3分の1を超える者が欠けたときは、遅滞なくこれを補充しなければならない。

(解任)

第17条 役員が次の各号の一に該当する場合には、総会の議決により、これを解任することができる。

- (1) 心身の故障のため、職務の遂行に堪えないと認められるとき。
 - (2) 職務上の義務違反その他役員としてふさわしくない行為があったとき。
- 2 前項の規定により役員を解任しようとする場合は、議決の前に当該役員に弁明の機会を与えなければならない。

(報酬等)

第18条 役員は、その総数の3分の1以下の範囲内で報酬を受けることができる。

- 2 役員には、その職務を執行するために要した費用を弁償することができる。
- 3 前2項に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第4章 会議

(種別)

第19条 この法人の会議は、総会及び理事会の2種とする。

2 総会は、通常総会及び臨時総会とする。

(総会の構成)

第20条 総会は、正会員をもって構成する。

(総会の権能)

第21条 総会は、以下の事項について議決する。

- (1) 定款の変更
- (2) 解散及び合併
- (3) 会員の除名
- (4) 事業計画及び予算並びにその変更
- (5) 事業報告及び決算
- (6) 役員の選任及び解任
- (7) 役員の職務及び報酬
- (8) 入会金及び会費の額
- (9) 資産の管理の方法
- (10) 借入金（その事業年度内の収益をもって償還する短期借入金を除く。第47条において同じ。）その他新たな義務の負担及び権利の放棄
- (11) 解散における残余財産の帰属
- (12) 事務局の組織及び運営
- (13) その他運営に関する重要事項

(総会の開催)

第22条 通常総会は、毎年1回開催する。

2 臨時総会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事会が必要と認め、招集の請求をしたとき。
- (2) 正会員総数の5分の1以上から会議の目的たる事項を示して請求があったとき。
- (3) 監事が第14条第5項第4号の規定に基づいて招集するとき。

(総会の招集)

第23条 総会は、前条第2項第3号の場合を除いて、理事長が招集する。

2 理事長は、前条第2項第1号及び第2号の規定による請求があったときは、その日から30日以内に臨時総会を招集しなければならない。

3 総会を招集するときには、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、開催の日の少なくとも5日前までに、正会員に届けなければならない。

(総会の議長)

第24条 総会の議長は、その総会に出席した正会員の中から選出する。

(総会の定足数)

第25条 総会は、正会員総数の過半数の出席がなければ開会することはできない。

(総会の議決)

第26条 総会における議決事項は、第23条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。ただし、緊急の場合については、総会出席者の過半数の同意により議題とすることができる。

- 2 総会の議事は、この定款に規定するものほか、出席した正会員の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。
- 3 理事又は正会員が、総会の目的である事項について提案した場合において、正会員全員が書面又は電磁的記録により同意の意思表示をしたときは、当該提案を可決する旨の社員総会の決議があったものとみなす。

(総会での表決権等)

第27条 各正会員の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由により総会に出席できない正会員は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決し、又は他の正会員を代理人として表決を委任することができる。
- 3 前項の規定により表決した正会員は、前2条及び次条第1項の適用については、総会に出席したものとみなす。
- 4 総会の議決について、特別の利害関係を有する正会員は、その議事の議決に加わることができない。

(総会の議事録)

第28条 総会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
 - (2) 正会員総数及び出席者数（書面若しくは電磁的方法による表決者又は表決委任者がある場合にあっては、その数を付記すること。）
 - (3) 審議事項
 - (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
 - (5) 議事録署名人の選任に関する事項
- 2 議事録には、議長及び総会において選任された議事録署名人2人が、記名押印又は署名しなければならない。
 - 3 前2項の規定にかかわらず、正会員全員が書面又は電磁的記録による同意の意思表示をしたことにより、総会の決議があったとみなされた場合においては、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。
 - (1) 総会の決議があったものとみなされた事項の内容
 - (2) 前号の事項の提案をした者の氏名又は名称
 - (3) 総会の決議があったものとみなされた日及び正会員総数
 - (4) 議事録の作成に係る職務を行った者の氏名

(理事会の構成)

第29条 理事会は、理事をもって構成する。

(理事会の権能)

第30条 理事会は、この定款に別に定める事項のほか、次の事項を議決する。

- (1) 総会に付議すべき事項
- (2) 総会の議決した事項の執行に関する事項
- (3) その他総会の議決を要しない業務の執行に関する事項

(理事会の開催)

第31条 理事会は、次に掲げる場合に開催する。

- (1) 理事長が必要と認めたとき。

(2) 理事総数の過半数から理事会の目的である事項を記載した書面又は電磁的記録により招集の請求があったとき。

(理事会の招集)

第32条 理事会は、理事長が招集する。

- 2 理事長は、前条第2号の規定による請求があったときは、その日から14日以内に理事会を招集しなければならない。
- 3 理事会を招集するときは、会議の日時、場所、目的及び審議事項を記載した通知を、開催の日の少なくとも5日前までに、正会員に届けなければならない。

(理事会の議長)

第33条 理事会の議長は、理事長がこれにあたる。

(理事会の議決)

第34条 理事会における議決事項は、第32条第3項の規定によってあらかじめ通知した事項とする。

- 2 理事会の議事は、理事総数の過半数をもって決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

(理事会での表決権等)

第35条 各理事の表決権は、平等なものとする。

- 2 やむを得ない理由のため理事会に出席できない理事は、あらかじめ通知された事項について書面若しくは電磁的方法をもって表決することができる。
- 3 前項の規定により表決した理事は、前条及び次条第1項の適用については、理事会に出席したものとみなす。
- 4 理事会の議決について、特別の利害関係を有する理事は、その議事の議決に加わることができない。

(理事会の議事録)

第36条 理事会の議事については、次の事項を記載した議事録を作成しなければならない。

- (1) 日時及び場所
- (2) 理事総数、出席者数及び出席者氏名（書面若しくは電磁的方法による表決者にあっては、その旨を付記すること。）
- (3) 審議事項
- (4) 議事の経過の概要及び議決の結果
- (5) 議事録署名人の選任に関する事項

2 議事録には、議長及びその会議において選任された議事録署名人2人が記名押印又は署名しなければならない。

第5章 資産

(資産の構成)

第37条 この法人の資産は、次の各号に掲げるものをもって構成する。

- (1) 設立当初の財産目録に記載された資産
- (2) 入会金及び会費
- (3) 寄附金品
- (4) 財産から生じる収益

- (5) 事業に伴う収益
- (6) その他の収益

(資産の区分)

第38条 この法人の資産は、特定非営利活動に係る事業に関する資産のみとする。

(資産の管理)

第39条 この法人の資産は、理事長が管理し、その方法は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第6章 会計

(会計の原則)

第40条 この法人の会計は、法第27条各号に掲げる原則に従って行わなければならぬ。

(会計の区分)

第41条 この法人の会計は、特定非営利活動に係る事業会計のみとする。

(事業年度)

第42条 この法人の事業年度は、毎年4月1日に始まり、翌年3月31日に終わる。

(事業計画及び予算)

第43条 この法人の事業計画及びこれに伴う予算は、毎事業年度、理事長が作成し、総会の議決を経なければならない。

(暫定予算)

第44条 前条の規定にかかわらず、やむを得ない理由により予算が成立しないときは、理事長は、理事会の議決を経て、予算成立の日まで前事業年度の予算に準じ収益費用を講じることができる。

2 前項の収益費用は、新たに成立した予算の収益費用とみなす。

(予算の追加及び更正)

第45条 予算成立後にやむを得ない事由が生じたときは、総会の議決を経て、既定予算の追加又は更正をすることができる。

(事業報告及び決算)

第46条 この法人の事業報告書、活動計算書、貸借対照表及び財産目録等決算に関する書類は、毎事業年度終了後、速やかに、理事長が作成し、監事の監査を受け、総会の議決を経なければならない。

2 決算上剰余金を生じたときは、次事業年度に繰り越すものとする。

(臨機の措置)

第47条 予算をもって定めるもののほか、借入金の借入れその他新たな義務の負担をし、又は権利の放棄をしようとするときは、総会の議決を経なければならない。

第7章 定款の変更、解散及び合併

(定款の変更)

第48条 この法人が定款を変更しようとするときは、総会に出席した正会員の4分の3以上の多数による議決を経、かつ、法第25条第3項に規定する事項については、所轄庁の認証を得なければならない。

2 この法人の定款を変更（前項の規定により所轄庁の認証を得なければならない事項を除く。）したときは、所轄庁に届け出なければならない。

（解散）

第49条 この法人は、次に掲げる事由により解散する。

- (1) 総会の決議
 - (2) 目的とする特定非営利活動に係る事業の成功の不能
 - (3) 正会員の欠亡
 - (4) 合併
 - (5) 破産手続開始の決定
 - (6) 所轄庁による設立の認証の取消し
- 2 前項第1号の事由によりこの法人が解散するときは、正会員総数の4分の3以上の議決を経なければならない。
- 3 第1項第2号の事由によりこの法人が解散するときは、所轄庁の認定を得なければならない。

（残余財産の帰属）

第50条 この法人が解散（合併又は破産手続開始の決定による解散を除く。）したときに残存する財産は、法第11条第3項に掲げる者のうち、総会において議決したものに譲渡するものとする。

（合併）

第51条 この法人が合併しようとするときは、総会において正会員総数の4分の3以上の議決を経、かつ、所轄庁の認証を得なければならない。

第8章 公告の方法

（公告の方法）

第52条 この法人の公告は、官報に掲載して行う。ただし、法第28条の2第1項に規定する貸借対照表の公告については、この法人のウェブサイトに掲載して行う。

第9章 事務局

（事務局の設置）

第53条 この法人に、この法人の事務を処理するため、事務局を設置することができる。

2 事務局には、事務局長及び必要な職員を置くことができる。

（職員の任免）

第54条 事務局長及び職員の任免は、理事長が行う。

（組織及び運営）

第55条 事務局の組織及び運営に関し必要な事項は、総会の議決を経て、理事長が別に定める。

第10章 雜 則

(細 則)

第56条 この定款の施行について必要な細則は、理事会の議決を経て、理事長がこれを定める。

附 則

1 この定款は、所管庁の認証を経て、設立登記の申請を行った日（以下「設立日」）から施行する。

2 この法人の設立当初の役員は、次のとおりとする。

理事長 河合 紀彦

副理事長 齊藤 恵美子

理 事 大谷 良文

理 事 後藤 洋一

理 事 清水 愛

理 事 松村 正治

監 事 坂野 修一

3 この法人の設立当初の役員の任期は、第15条第1項の規定にかかわらず、この法人の設立日から2027年6月30日までとする。

4 この法人の設立当初の事業年度は、第42条の規定にかかわらず、この法人の成立の日から2026年3月31日までとする。

5 この法人の設立当初の事業計画及び予算は、第43条の規定にかかわらず、設立総会の定めるところによる。

6 この法人の設立当初の入会金及び会費は、第8条の規定にかかわらず、入会金は徴収せず、会費は次のとおりとする。

(1) 正会員 1口3,000円（1口以上）

(2) その他の会員

賛助会員 1口3,000円（1口以上）

法人会員 1口10,000円（1口以上）

パートナー会員 無料

ただし、25歳以下の個人の正会員及び賛助会員の場合、1口1,000円とする。

役員名簿

(役員名簿及び役員のうち報酬を受ける者の名簿)

NPO法人まちだみどり活用ネットワーク

1 確認事項（法第20条及び第21条を確認の上、チェックを入れてください。）

- 以下の役員には、欠格事由者が含まれません。（法第20条関係）
- 各役員について、親族の規定に違反していません。（法第21条関係）

2 役員一覧

	役名	(フリガナ) 氏名	報酬の有無	役職名等
1	理事	カワイ ノリヒコ 河合 紀彦	無	理事長
2	理事	サイトウ エミコ 齊藤 恵美子	無	副理事長
3	理事	材知 シヅミ 大谷 良文	無	
4	理事	コトウ ジンイチ 後藤 洋一	無	
5	理事	シミズ アイ 清水 愛	無	
6	理事	マツムラ マサハル 松村 正治	無	
7	監事	サトウ シュウイチ 坂野 修一	無	
8				
9				
10				

2025年度

事業計画書

NPO法人まちだみどり活用ネットワーク

1 事業実施の方針

2025年度（設立日～2026年3月31日）は、NPO法人の設立を好機として積極的に入会を勧めつつ、任意団体として実施してきた事業が切れ目なく継続できるように準備を進める。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【 10】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
みどりに関わる主体の連携促進、みどりと人・団体等をつなぐ活動の調整	「ずしまちいち」（マルシェ、ワークショップ、ライブなど）に向けた準備	月1回	岡師日影坂公園	10人	岡師町近隣住民	10人	2
みどりに関する普及啓発・情報発信	親子向け里山体験イベントに向けた準備 ウェブサイトやSNS等による情報発信	月1回 通年	大谷里山農園 町田市内	5人 5人	町田市周辺民 町田市周辺民	5人 SNS フォロワー100人	2 2
みどりの景観や生態系の保全・再生と持続可能な活用	公園緑地・街路樹などの管理、農地・里山の保全	通年	町田市内の公園緑地・農地など	5人	町田市周辺民	10人	2
みどりに関する調査研究・コンサルティング、人材育成等	自然体験の指導者養成講座の検討	月1回	町田市内	3人	町田市周辺民	3人	2

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2026年度

事業計畫

NPO法人まちだみどり活用ネットワーク

1 事業実施の方針

任意団体として実施してきた事業を継続するほか、みどりに関わる人・団体等のネットワークをさらに広げながら、企業・学校・福祉団体等との連携を強め、みどりを活用する可能性を示していく。また、ネットワークの強みを生かして、参加型の調査や保全活動も進めていく。

2 事業の実施に関する事項

(1) 特定非営利活動に係る事業

(事業費の総費用【1,800】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	受益対象者範囲	受益対象者人数	事業費(千円)
みどりに関わる主体の連携促進、みどりと人・団体等をつなぐ活動の調整	「ずしまちいち」(マルシェ、ワークショップ、ライブなど)の開催	10月	岡師日影坂公園	10人	岡師町近隣住民	600人	200
みどりに関する普及啓発・情報発信	みどりの活用をテーマにしたフォーラム、緑地管理者間の意見交換会の開催	通年	町田市役所ほか	5人	町田市周辺民	150人	1,300
みどりに関する普及啓発・情報発信	親子向け里山体験イベントの開催	5月 10月	大谷里山農園	5人	町田市周辺民	60人	100
	ウェブサイトやSNS等による情報発信	通年	町田市内	5人	町田市周辺民	SNS フォロワー300人	30
みどりの景観や生態系の保全・再生と持続可能な活用	公園緑地・街路樹などの管理、農地・里山の保全、在来種の種子採取・育苗	通年	町田市内の公園緑地・農地など	5人	町田市周辺民	10人	70
みどりに関する調査研究・コンサルティング、人材育成等	自然体験の指導者養成講座の開催	2月	町田市内	3人	町田市周辺民	15人	100

(2) その他の事業

(事業費の総費用【 】千円)

定款に記載された事業名	事業内容	日時	場所	従事者人数	事業費(千円)

2025年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人まちだみどり活用ネットワーク

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
【A】 経常収益			
1 受取会費			0
正会員受取会費		0	
賛助会員受取会費		0	
法人会員受取会費		0	
2 受取寄附金		90,000	90,000
受取寄附金		90,000	
3 受取助成金等			0
受取補助金		0	
受取助成金		0	
4 事業収益			0
みどりに関わる主体の連携促進、みどりと人・団体等をつなぐ活動の調整 事業収益		0	
みどりに関する普及啓発・情報発信 事業収益		0	
みどりの景観や生態系の保全・再生と持続可能な活用 事業収益		0	
みどりに関する調査研究・コンサルティング、人材育成等 事業収益		0	
5 その他の収益			0
受取利息			
経常収益計			90,000
【B】 経常費用			
1 事業費			0
(1) 人件費			0
給料手当			
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		10,000	10,000
消耗品費		10,000	
諸謝金			
旅費交通費			
印刷製本費			
通信運搬費			
事業費計			10,000
2 管理費			0
(1) 人件費			0
役員報酬			
給料手当			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		10,000	10,000
消耗品費		10,000	
水道光熱費			
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費			
減価償却費			
管理費計			10,000
経常費用計			20,000
当期 経常増減額 【A】 - 【B】			70,000
【C】 経常外収益			0
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
【D】 経常外費用			0
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期 経常外増減額 【C】 - 【D】			0
税引前 当期 正味財産増減額 ①+②			70,000
法人税・住民税及び事業税		70,000	
前期繰越正味財産額		0	
次期 繰越正味財産額 ③-④+⑤			0

2026年度 活動予算書（その他事業がない場合）

NPO法人まちだみどり活用ネットワーク

(単位：円)

科	目	金額	小計・合計
(A) 経常収益			
1 受取会費		120,000	
正会員受取会費		60,000	
賛助会員受取会費		30,000	
法人会員受取会費		30,000	
2 受取寄附金		10,000	
受取寄附金		10,000	
3 受取助成金等		200,000	
受取補助金		0	
受取助成金		200,000	
4 事業収益		2,220,000	
みどりに関わる主体の連携促進、みどりと人・団体等をつなぐ活動の調整 事業収益		2,000,000	
みどりに関する普及啓発・情報発信 事業収益		100,000	
みどりの景観や生態系の保全・再生と持続可能な活用 事業収益		20,000	
みどりに関する調査研究・コンサルティング、人材育成等 事業収益		100,000	
5 その他の収益		0	
受取利息		0	
経常収益計		2,550,000	
(B) 経常費用			
1 事業費			
(1) 人件費		900,000	
給料手当		900,000	
役員報酬			
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		900,000	
消耗品費		100,000	
諸謝金		50,000	
旅費交通費		50,000	
印刷製本費		50,000	
通信運搬費		50,000	
業務委託費		600,000	
事業費計		1,800,000	
2 管理費			
(1) 人件費		400,000	
役員報酬			
給料手当		400,000	
退職給付費用			
福利厚生費			
(2) その他経費		150,000	
消耗品費		20,000	
水道光熱費		20,000	
通信運搬費			
地代家賃			
旅費交通費		10,000	
減価償却費			
業務委託費		100,000	
管理費計		550,000	
経常費用計		2,350,000	
当期経常増減額【A】-【B】	…①		200,000
(C) 経常外収益			
固定資産売却益			
過年度損益修正益			
経常外収益計			0
(D) 経常外費用			
固定資産売却損			
災害損失			
過年度損益修正損			
経常外費用計			0
当期経常外増減額【C】-【D】	…②		0
税引前当期正味財産増減額①+②	…③		200,000
法人税、住民税及び事業税	…④		70,000
前期繰越正味財産額	…⑤		0
次期繰越正味財産額③-④+⑤			130,000

NPO法人まちだみどり活用ネットワーク設立趣旨書

町田市は、都心の近郊にありながら、丘陵地に残る里山景観や各所に点在する公園・緑地など、多様な“みどり”を有しているところに特徴があります。特に忠生・北部地域には、鶴見川の源流域の貴重な自然環境、多摩丘陵の原風景を残す里山、広い農地や公園・緑地などが、住宅地と近接してまとまって残っています。これらの多くは、人びとが手を入れて保全してきたのですが、担い手の高齢化やコストの面から、これまでのような維持管理が難しくなっています。町田の“みどり”は、ただ保護するだけでなく、人びとが関わりながら活用していくことが求められています。

こうした課題を踏まえ、2021年度から、みどりに関わる産学官民の主体が参加する「町田市みどり活用に向けた意見交換会」を立ち上げ、みどりの活用に向けた方向性を整理し、取り組みに必要な体制や仕組みについて議論を重ねました。その結果、みどりを活用することで「人もみどりもよろこぶまちづくりに貢献する」ことを目指す「活動ビジョン」がまとまりました。

2023年4月、このビジョンを実現するために、検討会の参加者を中心として任意団体「まちだみどり活用ネットワーク」を設立しました。以降、みどりに関わる主体間の連携促進、主体と場所のマッチング、情報発信をおこなうプラットフォームとして、実行委員会形式で「ずしまいち」や里山ワークショップを定期的に実施し、またシンポジウムやワークショップの開催、ウェブサイトやSNSによる情報発信などを通じて、ネットワークの拡充に努めてきました。

任意団体は、町田市の支援を受けて事務局を運営していましたが、その期間は3年間と決められており、その後は自立的な運営が求められています。これまでの実績を生かし、プラットフォームとしての機能をさらに発展していくには、より広い主体との連携と運営の持続可能性を高める仕組みが必要です。

そこで、任意団体から法人化することで社会的な信頼性を高めるとともに、これまで忠生・北部地域でモデル的に取り組んできた活動を市内全域へと広げ、みどりの活用を通じてウェルビーイング（心身の健康と幸福、社会的なつながりの充実）と調和した暮らしやまちづくりに資することを目的として、NPO法人まちだみどり活用ネットワークを設立します。

2025年 12月 11日

設立代表者

氏名

河合 紀彦